

## 介護報酬の設定単位の考え方について

報酬の単位を1日とするのか、1月とするのかについて、以下にそのメリット、デメリットを整理した。

	1月単位の報酬	1日単位の報酬
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>①長期入院においての自己負担額等の計算が分かりやすい。</li> <li>②1月の日数にかかわらず、施設収入が一定となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①月半ばの入所退所の際の計算が容易である。</li> <li>②入退所月にかかわらず、入所期間によって、報酬額が同一となる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>①月半ばの入退所の際の取扱い等について取り決めが必要になる。(例えば、体制についている加算等、単価の異なるものについても日割計算をして、合算する必要がある。)</li> <li>②月により、同じ外泊日数であっても報酬額が異なる状況が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1月の日数により施設収入が変動する。</li> </ul> <p>(現実的なデメリットはないものと思われる。)</p>

### <参考>

\*現在、月単位の報酬制をとっているのは老人保健施設であるが、全国老人保健施設協会からは、介護保険では日単位の報酬制とするよう要望がでている。